

## 特定個人情報保護評価について

### 1 番号制度について

#### (1) 根拠法令

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）

#### (2) 概要

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が平成 27 年 10 月以降、開始されている。マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものである。

#### (3) 利用開始時期

平成 27 年 10 月から個人番号の通知が行われ、平成 28 年 1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始されている。

### 2 特定個人情報保護評価

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度である一方で、個人のプライバシー等の権利利益に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）がされてきた。

そこで、番号法第 28 条の規定に基づき、個人番号を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」という。）を保有しようとする又は保有する、国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等の危険性などについて自ら評価を行い、リスクを軽減するために適切な措置を講ずるものである。

### 3 パブリックコメント（意見募集）の実施

番号法第 28 条では「行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、(略) 評価書を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。」とされている。

また、特定個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が 30 万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、住民からの意見募集、第三者点検を実施した上で、これらの意見を反映させた評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出の上、公表することが必須となる。

予防接種事務では、個人番号を健康情報管理システム等で扱うため、予防接種事務を所管する関係課にて「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」を作成し、令和 3 年 2 月 19 日付で公表しており、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）を利用するに当たり、新たな取扱いが生じ、対象人数が 30 万人以上となることに伴い、令和 3 年 12 月 8 日に基礎項目評価書及び全項目評価書を公表した。

さらに、接種証明書の電子交付機能が追加されたことによる個人番号の入手方法の増加、本人の同意を要せずにワクチン接種記録システム（VRS）を用いた他市区町村への接種記録照会が可能

となる運用の変更がされ、特定個人情報保護評価の再実施を行い、令和4年7月8日に基礎項目評価書及び全項目評価書を公表した。

今般、接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施にあたり、新たな特定個人情報の取扱いが生じることとなった。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」になるため、改めて評価を行うとともに、パブリックコメントを実施するものである。

なお、評価が事後となることについては、国の見解として、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となる。

#### 4 特定個人情報保護評価の実施手順

委員会における指針及び規定に基づき、以下の手順で特定個人情報保護評価の実施を行う。

- ① 評価書を公示して、広く住民等の意見を求める（パブリックコメント）。
- ② 住民等の意見に基づき、必要な見直しを行った後、第三者点検を受ける必要がある。

なお、本市においては、高槻市個人情報保護運営審議会を第三者機関と位置づけ、第三者点検の諮問を行う。

- ③ 住民等、委員会への公表を実施。
- ④ 公表後、記載内容に変更が生じたときは、評価書を修正し、再度公表を実施。

#### 5 スケジュール

時期	内容
令和4年9月20日(火)～ 令和4年10月19日(水)	全項目評価書パブリックコメントの実施(30日間)
令和4年11～12月(予定)	高槻市個人情報保護運営審議会による、第三者点検の実施
令和4年12月(予定)	個人情報保護委員会へ評価書を提出し公表

## 全項目評価書の記載事項について

- (1) 評価書名「予防接種事務 全項目評価書」
- (2) 実施機関「高槻市長」  
(健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム)
- (3) 特定個人情報ファイル名「予防接種情報ファイル」
- (4) 全項目評価事項「番号法第 28 条第 1 項各号及び委員会規則第 12 条に規定する全項目評価書の記載事項は、以下のとおりとする。」

### I 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、予防接種事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署、個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載している。また、情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載している。

### II 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載している。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載している。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### IV その他のリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載している。全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載する。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載している。これらのリスク対策を踏まえ、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

#### V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先等を記載する。

#### VI 評価実施手続

基礎項目評価、住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載している。

(5) 変更内容

接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施にあたり、新たな特定個人情報の取扱いが生じることとなるため記載内容の追記等をしている。また、今回の変更に伴って必要となる、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策措置について追記等をしている。

※変更箇所については別紙「全項目評価書 変更・追加一覧」参照

全項目評価書 変更・追加一覧

変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	頁
I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	4
I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に新型コロナウイルスワクチンの接種記録の副本登録連携開始のため、特定個人情報の流れを追記	7
I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	7
II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	9
II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	9
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	11
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	11
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	11
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	11

全項目評価書 変更・追加一覧

変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	頁
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	15
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	17
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	17
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	17
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	18
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	18

全項目評価書 変更・追加一覧

変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	頁
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>18</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>21</p>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> </ul> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>28</p>